令和８年

第４回市議会定例会議案

令和８年１２月

東久留米市

令和８年第４回市議会定例会提出議案

議案番号	件　　名	付託委員会
８０	東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例	
８１	東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
８２	東久留米市下水道条例の一部を改正する条例	
８３	東久留米市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	
８４	柳泉園組合を組織する地方公共団体の数の増加及び柳泉園組合規約の変更について	

議案第８０号

東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１２月２日提出

東久留米市長　富　田　竜　馬

東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例

東久留米市都市計画税条例（平成９年東久留米市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

付則第１９項中「令和６年度から令和８年度まで」を「令和９年度から令和１１年度まで」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の東久留米市都市計画税条例の規定は、令和９年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和８年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（提案理由）

令和９年度分から令和１１年度分までの都市計画税の税率について、税の負担を勘案し、本則税率である１００分の０．３を、特例措置により１００分の０．２４とするものである。

東久留米市都市計画税条例新旧対照表

改正案	現　行
第１条から第７条まで　（現行のとおり） 付　則 １から１８まで　（現行のとおり） （税率の特例） １９　令和９年度から令和１１年度までの各年度分の都市計画税に限り、第３条の規定の適用については、同条中「１００分の０．３」とあるのは「１００分の０．２４」とする。 ２０　（現行のとおり）	第１条から第７条まで　（略） 付　則 １から１８まで　（略） （税率の特例） １９　令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税に限り、第３条の規定の適用については、同条中「１００分の０．３」とあるのは「１００分の０．２４」とする。 ２０　（略）

議案第８１号

東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１２月２日提出

東久留米市長　富　田　竜　馬

東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年東久留米市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１４条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

（提案理由）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第１０４号）の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現　行
第１条から第１３条まで　（現行のとおり） （児童対象性暴力等の防止） 第１４条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 第１５条から第５０条まで　（現行のとおり）	第１条から第１３条まで　（略） 第１４条　削除 第１５条から第５０条まで　（略）

議案第８２号

東久留米市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１２月２日提出

東久留米市長　富　田　竜　馬

東久留米市下水道条例の一部を改正する条例

東久留米市下水道条例（昭和４３年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条の２第１項中「第７条第２項」を「第７条第３項」に改める。

第１８条第１項中「適用して得た額」を「適用して得た基本使用料及び従量使用料の合計額」に改め、同項の表を次のように改める。

汚水の種別	基本使用料	従量使用料	
		排出量	使用料（１立方メートルにつき）
一般汚水	５９４円	１０立方メートルを超えないもの	３２円
		１０立方メートルを超え２０立方メートルまでの分	１４８円
		２０立方メートルを超え５０立方メートルまでの分	１９２円
		５０立方メートルを超え１００立方メートルまでの分	２４９円
		１００立方メートルを超え２００立方メートルまでの分	２８６円
		２００立方メートルを超え５００立方メートルまでの分	３４４円
		５００立方メートルを超え１，０００立方メートルまでの分	３８４円
		１，０００立方メートルを超える分	４３０円
浴場汚水	２４２円	－	３２円

備考

１　一般汚水とは、浴場汚水以外の汚水で、公共下水道に排除するものをいう。

２　浴場汚水とは、公衆浴場営業（温泉、むしぶろ、その他の特殊な公衆浴場営業を除く。）の用に供した汚水で、公共下水道に排除するものをいう。

第２３条第２項中「一般汚水の」の次に「基本使用料及び」を加え、「使用料」を「従量使用料」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第２条の２第１項の改正規定は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の東久留米市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第１８条及び第２３条の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日の前日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く使用者の施行日以後、改正後の条例第１９条の規定により最初に算定する使用料は、施行日以後最初に認定する汚水排出量を日々均等に排出したものとみなして算出するものとする。

（提案理由）

下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行に伴い、規定を整備するほか、下水道事業経営の健全化を図るために、使用料の額を改定する必要がある。

東久留米市下水道条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>第１条及び第２条　（現行のとおり）
（排水施設の構造の技術上の基準）
第２条の２　法第７条第３項に規定する条例で定める公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の技術上の基準は、次の各号に定めるところによる。
（１）から（９）まで　（現行のとおり）
２　（現行のとおり）
第３条から第１７条まで　（現行のとおり）
（使用料の算定方法）
第１８条　前条に規定する使用料は、使用者ごとに汚水の種別に応じて、次の表を適用して得た基本使用料及び従量使用料の合計額に１００分の１１０を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。</td><td>第１条及び第２条　（略）
（排水施設の構造の技術上の基準）
第２条の２　法第７条第２項に規定する条例で定める公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の技術上の基準は、次の各号に定めるところによる。
（１）から（９）まで　（略）
２　（略）
第３条から第１７条まで　（略）
（使用料の算定方法）
第１８条　前条に規定する使用料は、使用者ごとに汚水の種別に応じて、次の表を適用して得た額に１００分の１１０を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>汚水の種別</th><th>基本使用料</th><th colspan="2">従量使用料</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th>排出量</th><th>使用料（１立方メートルにつき）</th></tr>
<tr><td rowspan="8">一般汚水</td><td rowspan="8">５９４円</td><td>１０立方メートルを超えないもの</td><td>３２円</td></tr>
<tr><td>１０立方メートルを超え２０立方メートルまでの分</td><td>１４８円</td></tr>
<tr><td>２０立方メートルを超え５０立方メートルまでの分</td><td>１９２円</td></tr>
<tr><td>５０立方メートルを超え１００立方メートルまでの分</td><td>２４９円</td></tr>
<tr><td>１００立方メートルを超え２００立方メートルまでの分</td><td>２８６円</td></tr>
<tr><td>２００立方メートルを超え５００立方メートルまでの分</td><td>３４４円</td></tr>
<tr><td>５００立方メートルを超え１，０００立方メートルまでの分</td><td>３８４円</td></tr>
<tr><td>１，０００立方メートルを超える分</td><td>４３０円</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>汚水の種別</th><th>排出量</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td rowspan="8">一般汚水</td><td>１０立方メートルを超えないもの</td><td>６９０円</td></tr>
<tr><td>１０立方メートルを超え２０立方メートルまでの分</td><td>１立方メートルにつき　１２５円</td></tr>
<tr><td>２０立方メートルを超え５０立方メートルまでの分</td><td>１立方メートルにつき　１６２円</td></tr>
<tr><td>５０立方メートルを超え１００立方メートルまでの分</td><td>１立方メートルにつき　２１０円</td></tr>
<tr><td>１００立方メートルを超え２００立方メートルまでの分</td><td>１立方メートルにつき　２４１円</td></tr>
<tr><td>２００立方メートルを超え５００立方メートルまでの分</td><td>１立方メートルにつき　２９０円</td></tr>
<tr><td>５００立方メートルを超え１，０００立方メートルまでの分</td><td>１立方メートルにつき　３２４円</td></tr>
<tr><td>１，０００立方メートルを超える分</td><td>１立方メートルにつき　３６３円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

浴場汚水	２４２円	－	３２円

備考

１　一般汚水とは、浴場汚水以外の汚水で、公共下水道に排除するものをいう。

２　浴場汚水とは、公衆浴場営業（温泉、むしぶろ、その他の特殊な公衆浴場営業を除く。）の用に供した汚水で、公共下水道に排除するものをいう。

２　（現行のとおり）

第１９条から第２２条まで　（現行のとおり）

（使用料の減免）

第２３条　（現行のとおり）

２　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その者から申請があつたときは、１月につき一般汚水の基本使用料及び排出量１０立方メートルまでに相当する従量使用料を免除することができる。

（１）及び（２）　（現行のとおり）

第２４条から第３０条まで　（現行のとおり）

浴場汚水	１０立方メートルを超えないもの	２８０円
	１０立方メートルを超える分	１立方メートルにつき　２７円

２　（略）

第１９条から第２２条まで　（略）

（使用料の減免）

第２３条　（略）

２　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その者から申請があつたときは、１月につき一般汚水の排出量１０立方メートルまでに相当する使用料を免除することができる。

（１）及び（２）　（略）

第２４条から第３０条まで　（略）

議案第８３号

東久留米市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１２月２日提出

東久留米市長　富　田　竜　馬

東久留米市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

東久留米市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和５１年東久留米市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「２２４名」を「１９９名」に改める。

第１７条の見出し中「被服等の」の次に「給与及び」を加え、同条第１項を次のように改める。

消防団及び団員には、東久留米市消防団及び消防団員被服給与及び貸与規程（昭和６０年訓令甲第４号）に定める被服等を給与及び貸与する。

別表第２中「３，２００円」を「４，０００円」に、

「

１回　２，２００円
１回　２，２００円
１回　２，２００円
１回　２，２００円

」を

「

１回　３，０００円 ただし、出動が４時間を超える場合は、６，０００円とする。

」に改める。

付　則

１　この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第１７条の見出し及び同条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第２の規定は、施行日以後の出動に係る報酬について適用し、施行日前の出動に係る報酬については、なお従前の例による。

（提案理由）

東久留米市消防委員会による建議「東久留米市消防団の活性化について（令和８年１０月５日）」を踏まえ、消防団員の定数及び出動報酬を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

東久留米市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>第１条　（現行のとおり）
（定員）
第２条　団員の定数は、１９９名とする。
第３条から第１６条まで　（現行のとおり）
（被服等の給与及び貸与）
第１７条　消防団及び団員には、東久留米市消防団及び消防団員被服給与及び貸与規程（昭和６０年訓令甲第４号）に定める被服等を給与及び貸与する。
２　（現行のとおり）
第１８条から第２０条まで　（現行のとおり）
別表第１　（現行のとおり）
別表第２　出動報酬
<table><tr><th>出動報酬の種別</th><th>支給額</th></tr><tr><td>大規模災害出動</td><td>１日　８，０００円</td></tr><tr><td>水火災出動</td><td>１回　４，０００円
ただし、出動が４時間を超える場合は、８，０００円とする。</td></tr><tr><td>訓練出動
警戒出動
機械器具点検</td><td>１回　３，０００円
ただし、出動が４時間を超える場合は、６，０００円とする。</td></tr><tr><td>その他臨時に市長が必要と認める出動
（出初式、訓練大会、儀式等）</td><td></td></tr></table></td><td>第１条　（略）
（定員）
第２条　団員の定数は、２２４名とする。
第３条から第１６条まで　（略）
（被服等の貸与）
第１７条　消防団および団員には、東久留米市消防団および消防団員被服貸与規程（昭和５０年訓令甲第４号）に定める被服等を貸与する。
２　（略）
第１８条から第２０条まで　（略）
別表第１　（略）
別表第２　出動報酬
<table><tr><th>出動報酬の種別</th><th>支給額</th></tr><tr><td>大規模災害出動</td><td>１日　８，０００円</td></tr><tr><td>水火災出動</td><td>１回　３，２００円
ただし、出動が４時間を超える場合は、８，０００円とする。</td></tr><tr><td>訓練出動</td><td>１回　２，２００円</td></tr><tr><td>警戒出動</td><td>１回　２，２００円</td></tr><tr><td>機械器具点検</td><td>１回　２，２００円</td></tr><tr><td>その他臨時に市長が必要と認める出動
（出初式、訓練大会、儀式等）</td><td>１回　２，２００円</td></tr></table></td></tr>
</table>

議案第８４号

柳泉園組合を組織する地方公共団体の数の増加及び柳泉園組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、柳泉園組合規約を次のとおり変更する。

上記の議案を提出する。

令和８年１２月２日提出

東久留米市長　富　田　竜　馬

柳泉園組合規約の一部を変更する規約

柳泉園組合規約（昭和３５年９月３０日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第２条中「及び西東京市」を「、西東京市及び東村山市」に、「もつて」を「もって」に改める。

第５条第２項中「９人」を「１２人」に改める。

第７条第２項中「なつた」を「なった」に改める。

第９条第１項中「２人」を「３人」に、同条第４項中「なつた」を「なった」に改める。

第１３条第３項中「あつて」を「あって」に、「なつた」を「なった」に改める。

第１４条第１項中「もつて」を「もって」に改める。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

令和９年４月１日から柳泉園組合へ東村山市を加入させる必要があるため。

柳泉園組合規約新旧対照表

改正案	現　行
第１条　（現行のとおり）	第１条　（略）
（組合を組織する市）	（組合を組織する市）
第２条　この組合は、清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市（以下「関係市」という。）をもって組織する。	第２条　この組合は、清瀬市、東久留米市及び西東京市（以下「関係市」という。）をもつて組織する。
第３条及び第４条　（現行のとおり）	第３条及び第４条　（略）
（議会の組織）	（議会の組織）
第５条　（現行のとおり）	第５条　（略）
２　組合議会議員（以下「議員」という。）の定数は、１２人とし関係市から各３人を選出する。	２　組合議会議員（以下「議員」という。）の定数は、９人とし関係市から各３人を選出する。
第６条　（現行のとおり）	第６条　（略）
（議員の任期）	（議員の任期）
第７条　（現行のとおり）	第７条　（略）
２　議員が関係市の議員でなくなったときは、その職を失う。	２　議員が関係市の議員でなくなつたときは、その職を失う。
３及び４　（現行のとおり）	３及び４　（略）
第８条　（現行のとおり）	第８条　（略）
（管理者及び副管理者）	（管理者及び副管理者）
第９条　組合に管理者１人及び副管理者３人を置く。	第９条　組合に管理者１人及び副管理者２人を置く。
２及び３　（現行のとおり）	２及び３　（略）
４　管理者及び副管理者が関係市の市長でなくなったときは、その職を失う。	４　管理者及び副管理者が関係市の市長でなくなつたときは、その職を失う。
５　（現行のとおり）	５　（略）
第１０条から第１２条まで　（現行のとおり）	第１０条から第１２条まで　（略）
（監査委員）	（監査委員）
第１３条　（現行のとおり）	第１３条　（略）
２　（現行のとおり）	２　（略）
３　監査委員の任期は、４年とする。ただし、議員のうちから選任される委員にあっては、議員でなくなったときは、その職を失う。	３　監査委員の任期は、４年とする。ただし、議員のうちから選任される委員にあつては、議員でなくなつたときは、その職を失う。
（経費の支弁方法）	（経費の支弁方法）
第１４条　組合の経費は、関係市の負担金及びその他の収入をもって支弁する。	第１４条　組合の経費は、関係市の負担金及びその他の収入をもつて支弁する。
２　（現行のとおり）	２　（略）